臨床検査技師の関わる医療事故・訴訟の実際

東京海上日動火災保険株式会社医療・福祉法人部　夏堀　徹也

医療訴訟は年々増加傾向にあり、地方裁判所に持ち込まれた訴訟案件はわずか 10 年で２倍以上になっている。訴訟急増の背景としては、

◆患者の医療不信
◆患者の権利意識の高揚
◆マスコミ等の扇情的報道ーがあげられる。

いずれにしても、患者サイドの医療事故に関する関心は高まる一方であり、医療側としての意識改革と具体的な対策の検討が求められる。

また、平均審理期間についても、その期間は短縮しているものの、未だ一般訴訟の３倍程度となっており、双方にとって非常に負担感の大きいものとなっている。そのため、最近では裁判所が「和解」を勧めるケースも増加している。

具体的事故例を参考に、最近の訴訟の傾向についてみてみよう。

****

病院での血液検査の際、注射針で腕の神経を傷つけられ、職業上致命的な障害が残ったとして、元美容師の男性(45)が、病院と臨床検査技師に計 4,650 万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、約 3,800 万円の支払いが命じられた。判決によると、裁判長は「神経を傷つける可能性は常にあるが、損傷を避けるために注意を怠った」と指摘。そのうえで「美容師業務への復帰は困難で、仕事は相当に制限される」として、67 歳までの一定の労働能力喪失を認定。慰謝料も「約 20 年にわたって美容師として働き、顧客の指名も受けていた」という事情を指摘、原告の請求をほぼ認めた。男性は 1998 年、体調がすぐれず検査のため入院。

臨床検査技師が血液採取の注射針で左腕の神経を傷つけ、男性は左手に力が入らなくなったり、指の感覚が低下した。原告は「はさみを持つ右手はもちろん、髪を扱う左手が生命。指名客は数千名を超えていた」と主張、病院側は「不可抗力の要素があった」と減額を求めていた。　　（福岡地裁判例より）

****

本判決のポイントは、「病院と検査技師に双方に損害賠償が認められた」ことにある。そもそも病院は、患者との間にある「診療契約の不履行」に基づく損害賠償責任を求められますが、最近はそれにとどまらず、不法行為に基づく技師個人の責任も問われ、裁判所も、事案によっては病院だけでなく、技師個人の責任を認める判決を示す傾向にある。

現在多くの病院が「病院（医師）賠償責任保険」に加入しているが、病院加入の保険は、あくまで「病院」の責任を補償するものであり、上記事故のように「技師個人」の責任が認められる場合では、技師個人の責任部分まで保険金が支払われないこともある。とすると、病院が保険に加入していたとしても、賠償金の一部を、技師個人が負担しなければならないケースもありえるわけである。
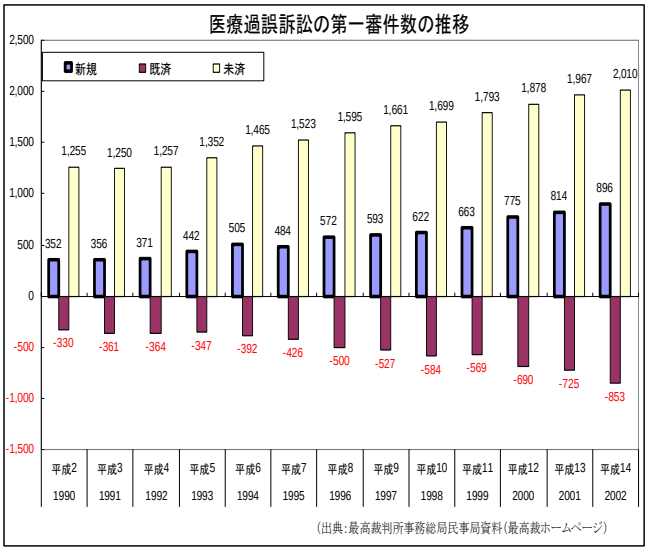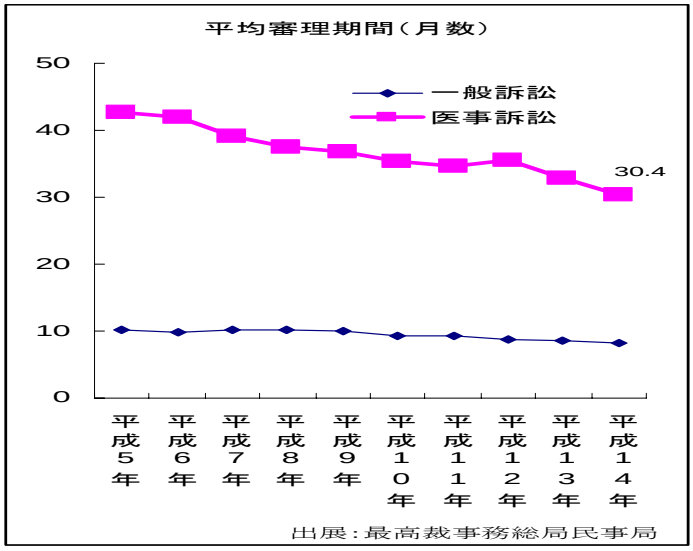
医療側にとって、被害者が病院だけを訴えるのか、技師個人も含めて訴えるのかコントロールすることは不可能であり、近時の傾向を踏まえ、賠償責任に対する「備え」をすることが重要だと考えられる。